

法務省政策評価懇談会（第45回）議事録

1. 日 時

平成28年 2月29日（月） 13：34～15：19

2. 場 所

法務省大会議室（地下1階）

3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

出雲 明子	東海大学政治経済学部政治学科准教授
伊藤 富士江	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
伊藤 正志	毎日新聞社論説委員
大沼 洋一	駿河台大学法学部教授
(座長) 田中 等	弁護士
田中 昌利	弁護士
中村 美華	株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部法務 シニアオフィサー

<省内出席者>

法務事務次官	稲田 伸夫
官房審議官（総括担当）	高嶋 智光
秘書課企画調査官	大西 忠広
秘書課企画調整官	一法師靖之
秘書課補佐官	廣瀬 健生
人事課上席補佐官	江平 博
官房参事官（予算担当）	田野尻 猛
施設課技術企画室長兼施設設計調整官	市村 武
厚生管理官総括補佐官	基 孝一
司法法制部参事官	鈴木 昭洋
官房付兼司法法制部付	松本 朗
民事局付兼登記所適正配置対策室長	大谷 太
戸籍企画官兼民事局付	北村 治樹
官房付兼刑事局総務課企画調査室長	佐藤 剛
矯正局成人矯正課企画官	中川 忠昭
矯正局成人矯正課企画官	杉山 多恵
矯正局成人矯正課企画官	柿添 聡
矯正局少年矯正課企画官	岩浪 健
保護局総務課更生保護企画官	瀧澤千都子

人権擁護局参事官	前田 敦史
訟務局訟務企画課訟務広報官	黒川 裕正
入国管理局総務課企画室長	根岸 功
法務総合研究所総務企画部副部長	茂木 善樹
法務総合研究所研究部総括研究官	富田 寛
公安調査庁総務部総務課企画調整室長	近 智徳

<事務局>

秘書課長	神村 昌通
官房付（政策評価企画室長）	福原 道雄
官房付兼秘書課付	永井 孝治
秘書課法務専門官	中島 祐司

4. 議 題

平成28年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）について

5. 配布資料

資料1：平成28年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）

資料2：法務省政策評価に関する基本計画

説明資料：

- 1 民事基本法制の整備について【民事局】
- 2 政策評価制度の改善方策について【秘書課】
- 3 再犯防止総合対策について【秘書課】
- 4 国際法務総合センター整備事業について【施設課】

6. 議事

○田中座長：それでは、定刻を5分過ぎましたので、これより第45回法務省政策評価懇談会を開催したいと思います。

初めに、稲田法務事務次官から挨拶がございます。

○稲田法務事務次官：法務事務次官をしております稲田でございます。

委員の先生方におかれましては、大変お忙しい中、第45回政策評価懇談会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、本年度1年間にわたりまして法務省の政策評価につきまして種々御指導いただいたことにつきまして、深く感謝を申し上げます。

政策評価制度につきましては、先だって平成25年6月に閣議決定されたいわゆる「骨太の方針」では、政策評価制度について「政策の効果と質を高めるためのインフラ」とであると定められ、PDCAを確立してコスト削減を図ることとされているところでございます。また、昨年7月には参議院におきまして「政策評価に関する決議」が可決され、政策評価制度の実効性をさらに高めるように求められているところであります。

また、会計検査院は昨年12月に、会計検査院法上の臨時報告として内閣と国会に提出した「各府省等における政策評価の実施状況等についての報告書」において、政策評価と行政事業レビューの間で連携を図ること、あるいは政策評価の結果を政策や予算要求に反映するこ

などを求めているところでございます。

当省といたしましても、これまで委員の先生方から賜りました貴重な御意見を真摯に受け止め、政策評価をより実効性のあるものとするよう努めてまいりました。今後も行政事業レビューなど他の評価制度との連携を図るとともに、政策評価をこれまで以上に活用し、効率的で質の高い行政を実現していくことが大切であると感じているところでございます。

本懇談会におきましては、委員の皆様方から、それぞれ御専門の分野における知見、あるいは幅広い御経験などに基づくお知恵を拝借したいと考えております。是非とも忌たんのない御意見を頂戴できればと存じます。

そして、今後とも法務行政につきまして、一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

○田中座長：ありがとうございました。ここで、法務事務次官は公務により退席いたします。

(稲田法務事務次官 退席)

○田中座長：それでは、本日の審議事項について、事務局から説明願います。

○永井課付：事務局でございます。座って失礼いたします。

それでは、事務局から御説明をさせていただきます。

本日御審議いただくのは、「平成28年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」についてでございます。

この関係で、委員の皆様方の席上に資料1「平成28年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」を、資料2「法務省政策評価に関する基本計画」及び「説明資料」の3点の資料を配布させていただきました。

資料1につきましては、委員の皆様方に事前にお送りしておりましたものに2箇所修正を加えております。

まず、資料1の86ページ目を御覧ください。「破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等」の測定指標2「関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況」を御覧いただけますでしょうか。この測定指標は、過去5年間の所要実績日数の平均値を目標値としておりますが、平成27年度分の日数が集計中であるため、委員の皆様方に事前にお送りした資料では基準値・目標値とも空欄となっております。本日の資料では、暫定値でございます「23日」を記載しておりますが、平成27年度の値が確定しましたら、確定値に改めさせていただく予定でございます。

次に、資料1の120ページ以降に記載しております、「円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進」の測定指標1から3を御覧いただけますでしょうか。委員の皆様方に事前にお送りした資料では、測定指標の基準値、目標値、実績値など、平成27年の値に関する部分を「集計中」としておりましたが、いずれも集計が完了いたしましたので、本日の資料には数値を記載しております。

なお、政策評価に係る法令や閣議決定等につきましては、参考資料として準備いたしましたので、適宜御参照いただければと存じます。

それでは、「平成28年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」につきまして、全体の概要を御説明申し上げます。資料1の7ページ目、目次を御覧ください。今回の政策評価の実施に関する計画の対象となる施策は、この目次にありますとおり22施策となります。

評価方法ごとに申し上げますと、総合評価方式により評価を行うものは(1)の「社会経

済情勢に対応した基本法制の整備」の1施策，事業評価方式により評価を行うものは（5）の「法務に関する調査研究」の1施策と，（20）から（22）の「施設の整備」の計4施策で，その他の17施策は全て目標管理型の政策評価方式により評価を行う施策です。

なお，目標管理型の政策評価方式により評価を行う施策の中には，平成26年度の実施計画において，一定の年度経過後に評価を実施することとして計画し，評価を行わない年度の実施計画においては，あらかじめ設定した目標の達成度について実績の測定結果のみを報告しているものがございます。

目次の番号の頭に※印をつけたものでございますが，平成26年度から引き続き実績の測定を行っている，いわゆるモニタリング中の施策でございまして，全部で8施策でございます。一方，今年度新たに実施計画を策定するものは全部で9施策となっております。

本日はこれら22施策の実施計画（案）のうち，※印を付したモニタリング中の施策を除いた14施策を中心に，委員の皆様方から御意見・御質問を頂戴したいと存じます。

なお，平成26年度からモニタリングを実施している施策の実施計画につきましては，平成26年3月に開催した第39回政策評価懇談会において既に御審議いただいておりますことから，今回の審議対象からは外させていただきます。

審議事項に関する説明は以上になります。

○田中座長：それでは，本日の議題であります「平成28年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」について，御議論いただきたいと思っております。初めに，基本政策Ⅰ「基本法制の維持及び整備」に関する政策について，事務局から計画の概要を説明願います。

○永井課付：引き続き，事務局でございます。それでは基本政策Ⅰについて御説明いたします。

資料1の8ページを御覧ください。まず，「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」についてでございます。

この施策は，社会経済情勢等の変化に応じた民事・刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上を図るとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定を図るという内容を内容としております。平成27年度から平成31年度までの期間における施策としての評価を総合評価方式により，最終的に平成32年8月に行うものとしております。最終的な評価を行うまでの間は，毎年8月に中間報告を行っていくこととなります。

具体的な法整備や立法作業の状況につきましては，10ページから11ページの一覧表のとおりでございますが，「平成27年度法務省事後評価の実施に関する計画」から新たに追加している項目が2つございますので，この点について特に説明させていただきます。

まず，1つ目の追加事項は，11ページ目の1つ目の枠内に記載している「民事執行法の見直し」でございます。お手元でございます説明資料を御覧ください。

説明資料の1枚目でございますけれども，まず，民事執行法は，昭和54年に制定された後，社会情勢の変化等に応じ，平成15年改正による財産開示制度の創設，平成16年改正による少額訴訟債権執行制度の創設など，所要の改正が行われてきたところでございますが，近年，①財産開示制度の実効性の向上，②不動産競売での暴力団員の買受け防止，③子の引渡しに関する強制執行の規律の明確化などの検討課題が指摘されているところでございます。

検討課題の内容を御説明いたします。まず，この説明資料の1枚目，真ん中の段の左側の部分でございますが，①「財産開示制度の実効性の向上」についてでございます。財産開示

制度は、権利実現の実効性を確保する見地から、確定判決等の債務名義を有する債権者等の申し立てにより、裁判所が財産開示手続の実施決定をして債務者を呼び出し、非公開の期日において債務者に宣誓の上で自己の財産について陳述させる手続ですが、債務者が裁判所に指定された期日に出頭しない、あるいは、開示された財産の内容が真実かどうか分からないなどの問題点がございまして、その利用実績は年間1,000件程度にとどまっていることから、制度の実効性をより向上させる必要があります。

次に、この資料の同じ枠の真ん中の部分でございますけれども、②「不動産競売での暴力団員の買受け防止」についてです。近年、各都道府県における暴力団排除条例により、不動産取引等から暴力団を排除する取組が行われているところですが、現在の民事執行法には暴力団が不動産競売に参加することを防止する規律がなく、暴力団員が競落した不動産が暴力団事務所として利用されていることがございますので、これを防止するための対策が必要となっております。

最後に、同じ枠の右端の部分でございますが、③「子の引渡しの強制執行の規律の明確化」についてです。国境を越える子の連れ去り等に関しましては、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（ハーグ条約実施法）」により、国際的な子の返還の手続とその強制執行の方法についての規定が設けられたところでございます。しかし、現行法には、国内における子の引渡しの強制執行の方法についての明文の規定がないことから、実務では、動産の引渡しの強制執行の規定（民事執行法第169条）を類推適用して対応している状況でございます。そこで、これに対応していく必要があるということです。

これらの課題につきましては、一番下でございますとおり、学者や実務家等による民事執行手続に関する研究会の会合が平成27年10月から開催されておまして、法務省としましては、この会合に担当者が参加するなどしまして、所要の検討を行っているところでございます。

また資料1の11ページにお戻りください。2つ目の追加事項についてですが、これは11ページ目の2つ目の枠内に記載している「民法第733条第1項等の見直し」についてでございます。説明資料の先ほどの民事執行法の次のページを御覧ください。

平成27年12月16日に、最高裁判所大法廷において、女性に係る再婚禁止期間を前婚の解消又は取消の日から6か月と定める民法の規定のうち100日を超える部分は憲法に違反するとの判断が示されました。詳しい事案の内容や判断の内容につきましてはこの資料のとおりでございますが、この規定は婚姻の要件に関する規定であるため、違憲状態を速やかに是正し、国民の混乱を回避する必要があることから、再婚禁止期間を100日に改めるなどの措置を講ずることを予定しています。

なお、改正までの取扱いとして、離婚後100日を経過した後に婚姻の届出がなされた場合にはこれを受理することとしておまして、最高裁の違憲判決言渡後、戸籍事務を所管する市区町村に対してその旨を通知しております。

「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」については、以上でございます。

次に、資料1、15ページを御覧ください。「法曹養成制度の充実」について御説明をいたします。

この施策は、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹を養成し、確保することなど、司法制度を支える体制を充実強化することを内容

とするものです。

実施計画の内容といたしましては、16ページにありますとおり、①法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施、2つ目として、②法曹養成制度改革を推進するための取組の実施という2つの定性的指標を設定し、評価を行うこととしております。

本施策の政策評価実施予定時期は、平成29年8月となっております。

資料1、36ページの「裁判外紛争解決手続の拡充・活性化」につきましては、モニタリング中の施策でございますので、概要の説明は省略させていただきます。

次に、資料1、39ページを御覧ください。「法教育の推進」について御説明いたします。この施策は、国民一人ひとりが法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進するというものでございます。

実施計画の内容としましては、①法教育推進協議会及び法教育広報部会の活動状況、②法教育活動への協力・支援及び法教育に関する広報活動等の実施状況という2つの定性的指標を設定し、評価を行うこととしております。

本施策の政策評価実施予定時期は平成29年8月となっております。

続きまして、資料1、42ページを御覧ください。「法務に関する調査研究」としての「性犯罪に関する総合的研究」について御説明いたします。

本研究は、性犯罪の実態を分析し、性犯罪者の処遇その他の性犯罪対策の効果・問題点を明らかにすることにより、性犯罪者の再犯防止のための効果的な施策のために役立てること、また、この調査研究に続く調査に資する資料を提供することを目的といたしまして、平成25年度から平成26年度までの2か年に行われたものであり、事業評価方式を採っております。

この研究につきましては、平成24年度に事前評価を実施した結果、早期に行うべき課題とされたものでございまして、今後、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会において、46ページから51ページに記載しております評価基準によって、研究実施後の効果を判定することとしております。

基本政策Iに関する説明は以上でございます。

○田中座長：ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に関しまして、御意見、御質問をお願いしたいと思います。委員の先生方、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

大沼委員、お願いします。

○大沼委員：「法曹養成制度の充実」についてでございますが、①法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施、②法曹養成制度改革を推進するための取組の実施ですが、この調査研究項目の中に、これからの法曹の活動領域をどのようにして拡大していくかというような観点から、法科大学院におけるエクスターンシップの実情、エクスターンシップといっても中身はいろいろあるのですけれども、ただ、大学によっては、例えば弁護士事務所への派遣だけではなく、自治体への派遣であるとか企業への派遣、その他、ロースクール生が自主的に開発したところでの派遣などを含めて、エクスターンシップを行っている例があるやに聞いています。そうしますと、その活動の中身がどのようになっている、それが将来の業務領域の拡大にどうつながってくるのか、また、受け手側である実際の派遣

先がどのようにしてそうしたロースクール生を活用し、これからの業務に活かそうとしてきたのか、その調査研究も含めていただいたほうが、恐らく、今後の業務領域の拡大には資する面があるのではないかと思うのですが、具体的にその調査研究の中身で、そういった点も含めて、どのようなことを検討しておられるのかにつきまして、教えていただければと思います。

○田中座長：回答をお願いします。

○永井課付：事務局でございます。御質問ありがとうございます。それでは、司法法制部からお願いいたします。

○司法法制部：司法法制部参事官の鈴木です。御指摘ありがとうございました。委員御指摘のとおり、エクスターンシップにつきましては、大きな広がりを見せていると承知をしております。それを受けてのフィードバックの方法ということにつきましては、法務省、文部科学省、日弁連、最高裁判所の4者による連絡協議会というものを立ち上げまして、エクスターンシップの状況も含めて、文科省を中心に御報告をいただくということを予定しています。そういったことを通じまして、法科大学院教育といった法曹養成の場面にフィードバックできるように予定しているところでございます。

○田中座長：ありがとうございました。

大沼委員、いかがでしょうか。

○大沼委員：ありがとうございます。本当は、例えばロースクールにおける授業科目における実務科目の充実とか、あるいは司法試験制度の中身に実務科目を取り入れることの可否とか、そういった項目についても関心はあるのですけれども、それは今回の会議のテーマからは若干外れるということになりますかね。

○司法法制部：今、委員から御指摘いただきました法科大学院の教育ということに関しまして、先ほど御紹介させていただきました連絡協議会におけるテーマとして扱う対象となっておりますので、その中で検討されていくものと承知しております。

○大沼委員：そうですね。私も2年前までロースクールで働いていたのですけれども、ロースクールの現状は非常に^{さんたん}惨憺たるものがありまして、実務科目もやってはいるのですけれども、余り熱意を持って取り組まれていない。なぜならば、司法試験の科目に実務科目が入っていないからなんですね。文科省のロースクールの評価の指標も結局は合格率等で、司法試験にどの程度早く受かるかということが最大の指標になっておりまして、そこで実務科目が採用されていないということになりますと、学生の取組も、どうしても理論科目に専ら注力してしまうというような状況にあって、それが1つの大きな問題点ではないかと思っておりました。その点も含めて調査検討していただければありがたいと思います。

○司法法制部：御指摘ありがとうございました。

○田中座長：大沼委員、ありがとうございました。

他に御質問ございますでしょうか。伊藤富士江委員、お願いします。

○伊藤（富）委員：伊藤です。御説明ありがとうございました。最後に御説明いただいた「法務に関する調査研究」で、資料でいうと42ページからなると思うのですけれども、性犯罪に関する調査研究をなされたということで、とても緻密な実態調査で、興味深く読みました。ちょうど平成27年版の犯罪白書にも特集として載っておりましたので、今の日本の性犯罪の実態がよく分かると思って見たのですけれども、この調査では基本的な資料を提供すること

が目的のようなのですけれども、やはり効果的な施策に結び付けていくためには、再犯をどう防止するかという点の研究といいますか、提言がこの調査から導き出されるといいなと思っております。単なる実態を見るだけではなくて、今言ったような観点から、やはりこの性犯罪はすごく大きな問題ですので、再犯をどう防止していくか、特に再犯者が多いわけなので、その点をどう施策に結び付けていくかというような観点の提言が欲しいと思いました。

○田中座長：ありがとうございました。

特に事務局から御意見ございますか。

○永井課付：事務局でございます。まさにこの計画に関する目標としても、性犯罪の再犯防止に資することを目標としているところではございまして、御指摘どうもありがとうございました。法務総合研究所から何かございますでしょうか。

○法務総合研究所：法総研の富田でございます。御指摘いただきましてありがとうございました。御承知のとおり、この研究の成果は、一部ではございますが、平成27年版の犯罪白書の特集の中で掲載させていただきまして、いろいろな新聞記事等でも取り上げていただいたところでございます。私ども、基礎資料の提供ということで、調査設計上の問題もあって、なかなか踏み込んだところまで提言できていないところもあるかとは思いますが、今後、この研究のもう少し細かい統計上の専門的な分析も踏まえたものを、来月には研究部報告として発刊する予定でございまして、皆様方に御活用いただければと思っている次第でございます。

○田中座長：伊藤委員。

○伊藤（富）委員：後続の調査にも資するということですので、後続の調査に関しては1つ何かもう少し具体的な、どのようにしたら再犯防止が可能か、やはり日本独自のものが何か提言されてもいいのかなというのを少し思いました。海外についても調査されているようですが、いろいろ示唆されるところはあるのですけれども、では我が国ではどうなのか、大変興味を持ちましたので、調査をこういう視点からも続けていただきたいなと思いました。

あと、1つ細かいことをいいですか。43ページに「性犯罪者の成り行き調査」とありますが、成り行きという言葉が少し聞き慣れないものですから、ここで使われているのを少し御説明いただけますか。

○田中座長：お願いします。

○法務総合研究所：法総研でございます。成り行き調査というのは、調査対象者、この研究では一定の時期に懲役刑の有罪判決を受けた者を調査対象として特別調査というものを実施しているのですが、その者がその後、数年間の間に再犯を犯しているか、犯していないかというのを、その後の成り行きを追跡調査していることを成り行き調査とさせております。

先生御指摘の、今回の調査結果を踏まえて今後の研究にもということでございますけれども、私ども、また改めて今後、いつになるか分かりませんが、同種の研究をするときには、今回の反省点も踏まえて、またより良い研究をできるようにしていきたいと考えております。

○伊藤（富）委員：ありがとうございます。

○田中座長：ありがとうございました。

他に御質問ございますか。大沼委員。

○大沼委員：ただ今の点に関して、私のほうからも、できればこういった点を調査の項目に入

れていただいたほうが有用ではないかというような意見を、参考までに述べさせていただきたいと思うのですが、まず、再犯の防止ということなのですが、この項目を見ますと、主として処遇に関する実態調査と再犯状況、再犯内容の調査ということにとどまっているように読めるのですが、実際に弁護士としての実務などをしておりますと、性犯罪者の中にはセックス依存症と申しますか、どうしても頭の中では分かっているけれどもやめられないというような人々が一定割合でいるような気がするのです。それは麻薬依存症に非常に類似した依存症の問題でして、これを矯正するというのは、ただ単に刑務所等の矯正だけでは非常に不十分でして、麻薬常習者に対する治療と同じような治療矯正が必要なのではないかと思うのです。こういった問題についての諸外国の実情と我が国の現状、それも調査項目の中に入れていただければ非常にありがたいと思っております。

もう一点なのですが、これは今回の調査のテーマから見ると、ちょっと範囲を越えるかもしれませんが、やはり性犯罪につきましては、起こってからの取締り、あるいは再犯の防止だけではなくて、事前の予防ということが非常に重要なのではないかと思うのです。特に、我が国はポルノ大国と言われておりまして、その影響が特に未成年者を中心として非常に重大かつ深刻なものがあるように思うのです。この状況というのは、私どもが子供のころなどと比べますともものすごく異なっておりまして、今は摘発が非常に緩やかなものになり過ぎていて商業化していると、それがひいてはそういう性的犯罪の温床になっているのではないかということが危惧されるわけです。そこで、そういった問題についての影響とか、摘発強化の必要があるかどうかを、諸外国の例なども踏まえて調査研究していただければありがたいと考えております。

○田中座長：御説明をお願いします。

○法務総合研究所：法総研でございます。御指摘ありがとうございます。まず、第1点目、第2点目とも関わりますが、医療面でのセックス依存症という言葉がありましたけれども、そういった観点からも研究をということでございますが、また諸外国の実情等ということでございます。今回の調査、平成27年版白書にも掲載しました性犯罪に関する研究の中でも、カナダ等を中心としていますが、諸外国の性犯罪者対策の施策は、一部でございますが御紹介させていただいているところでございます。それから、過去に当研究部としましては、平成20年になりますが、諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究というものを報告させていただいております。フランス、ドイツ、イギリス、米国を中心とした調査研究をさせていただいているところでございます。御指摘のような点についても、今後どういった動きをするかというのもあろうかと思っておりますけれども、御指摘は今後の研究を検討するに当たって十分参考にさせていただきたいと思っております。

○田中座長：ありがとうございました。大沼委員、よろしいですか。

他に何か御質問ございますでしょうか。

ないようでしたら、次の論点に入りたいと思います。

次に、基本政策Ⅱ「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持」及び基本政策Ⅲ「国民の権利擁護」に関する政策について、事務局から計画の概要を説明願います。

○永井課付：事務局でございます。それでは、基本政策Ⅱ、Ⅲについて御説明申し上げます。

まず、基本政策Ⅱについてでございます。資料1の52ページを御覧ください。「検察権行使を支える事務の適正な運営」について御説明申し上げます。

この施策は、検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図るというものです。

実施計画の内容としましては、①サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化、②被害者支援担当者の育成、③検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況、これら3つの定性的指標を設定し、評価を行うこととしております。

本施策の政策評価実施予定時期は平成29年8月となっております。

資料1の58ページ、「矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備」につきましては、モニタリング中の施策でございますので、概要の説明は省略させていただきます。

次に、資料1、62ページを御覧ください。「矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施」について御説明申し上げます。

この施策は、被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施するというものです。

実施計画の内容としましては、①刑事施設における職業訓練の充実度、63ページでございますが、②刑事施設における就労支援実施人員の割合、64ページでございますが、③少年院における就労支援実施人員の割合、これら3つの定量的指標を設定して、評価を行うこととしております。

この施策の政策評価実施予定時期は、平成30年8月となっております。

モニタリングが続きますが、68ページの「矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施」、73ページの「保護観察対象者等の改善更生等」、82ページの「医療観察対象者の社会復帰」、これらはモニタリング中の施策でございますので、概要の説明は省略させていただきます。

次に、85ページを御覧ください。「破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等」について御説明をいたします。

この施策は、公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求、そして無差別大量殺人行為を行った団体に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供するというものでございます。

実施計画の内容といたしましては、86ページでございますが、①教団の活動状況及び危険性の解明という定性的指標、②関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況という定量的指標、87ページでございますが、③破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施という定性的指標、これら3つの指標を設定して評価を行うこととしております。

本施策の政策評価実施予定時期は平成29年8月となっております。

続きまして、基本政策Ⅲについて御説明をいたします。

資料1、93ページの「登記事務の適正円滑な処理」、これはモニタリング中の施策でございます。概要の説明は省略させていただきます。

100ページを御覧ください。「国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理」について御説明いたします。

この施策は、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営するというものでございます。

実施計画の内容といたしましては、①帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理、②市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応という2つの定性的指標、③供託手続のオンライン利用率の向上という定量的指標、これらの指標を設定して評価を行うこととしております。

この施策の政策評価実施予定時期は、平成29年8月となっております。

105ページの「債権管理回収業の審査監督」につきましては、モニタリング中の施策でございますので、概要の説明は省略させていただきます。

次に、109ページを御覧ください。「人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防」について御説明いたします。

この施策は、人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚や人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行っていくというものです。

実施計画の内容といたしましては、①国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況、さらに111ページでございますが、②人権相談・調査救済体制の整備、これら2つの定性的指標を設定いたしまして、評価を行うこととしております。

この施策の政策評価実施予定時期は、平成29年8月となっております。

基本政策Ⅱ及びⅢに関する説明は以上でございます。

○田中座長：ありがとうございました。

それでは、この点につきまして御意見、御質問、ございますでしょうか。

大沼委員。

○大沼委員：まず、1点目の「検察権行使を支える事務の適正な運営」につきまして、サイバー犯罪に対する対応ということなのですが、ここに掲げてあるのは、研修を実施し捜査能力の向上を図る、これ自体非常に重要な点であることは承知しておりますけれども、ただ、現在のサイバー犯罪の拡充の状況というのは劇的な爆発的な増加の様相を呈しているようでして、特に25年、26年、昨年と非常に数が劇的に増えていると。しかも、その中身が国際的なサイバー攻撃なども踏まえてのものになっているということですので、果たしてその対応というのが研修のようなもので十分足りるのかどうか、というような問題点があるのではないかと思います。

どうしても非常に技術的に専門性が極めて高い問題ですので、例えば裁判所で実務をするときに、医療過誤などの場合に医師機関の協力を仰いで鑑定などを設けているのですが、それと何か似たような仕組み、民間とか学識経験者とか技術者、そこに一定の対応ができるような何かを設けまして、問題が起きたときに検察と専門家とが協力しながらこういった犯罪に対応するというような態勢をとっていかないと、研修だけではなかなか賄い切れないほどの高度な犯罪ですので、対応し切れない面が出てくるのではないかと危惧しているのですが、この点についてどのようなお考えを持っているのか、教えていただければと思います。

○田中座長：それでは、事務局から回答をお願いします。

○永井課付：事務局でございます。御質問ありがとうございます。それでは、刑事局からお願いいたします。

○刑事局：刑事局総務課企画調査室長の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。委員

からありがたい御指摘を頂戴したと思っております。近時、サイバー関係の犯罪というのはすごいスピードで進展していきまして、これに追い付くのも一苦労という状況だろうと思えます。これは検察だけではなくて、第一次捜査機関である警察が一番直面しているところではないかと思えます。委員がおっしゃるようにその専門的な機関、これは民間も含めてということだと理解しておりますが、こちらと協力して捜査あるいは公判を進めていくことが、大変重要なことだと考えております。

検察というのは最終的には事件を処理、処分する、起訴・不起訴を決めるということと、その後の公判を進めるという最後の場面で出てくるものですから、そういった犯罪に対してある程度の理解がないとそもそも裁判が進められないという状況にあると思えます。まず一次的には警察のほうで捜査機関として、そういった専門的知識を踏まえた捜査の在り方というのを検討しているわけですが、検察としてはまず、その事実認定上の問題、さらには法律上の問題という専門的な立場から見ていかなければいけない、こういう問題がございます。ですので、最低限、まずこういった問題が起きているのかということを理解しないといけないということで、このような研修を最近、強化しているという次第であります。

そこで、では、具体的に裁判でそういった専門的知識が問題となった場合、どういう対処をするかというお尋ねだと思いますが、これは当然、専門的知識ということであれば鑑定という手法がございますので、鑑定ということで専門的知見を生かした捜査、あるいは証拠の評価をすると、これがまずは原則になるのかなと思えます。その上で、検察の組織の中にそういったものをつくるというのは、これはまた体制として、あるのがもちろん理想だとは思いますが、経費の問題ももちろんございますし、あとは費用対効果ということも考えて、まずは最低限、法律的知識を運用する検察庁の職員に最低限の知識を得させるといった観点で今、研修を強化しているという次第でございます。

○田中座長：ありがとうございました。

大沼委員、いかがでしょうか。

○大沼委員：医療過誤などでも昔はそうだったのですけれども、なかなかそれだと賄い切れないというので、そういった医者の方々といろいろ協議を重ねまして、そういった問題があれば直ちに迅速な鑑定をしてしまうようなシステムづくりをしたと。その結果、医療過誤訴訟なんかは迅速かつ適正に行われるというのに非常に役に立ったというような経緯がありますので、もし可能であればそういったことも検討していただければと思った次第です。

もう一点は、検察というよりも予防司法の問題となるかと思えますけれども、これは総務省とか経済産業省とのタイアップが必要かと思うのですけれども、民間の情報だけではなくて、政府の機関の様々な情報が実はサイバー攻撃で盗み取られているというようなリスクがあるやに聞いておりますので、そこで、どの省庁がどこまでリーダーシップをとるのかということは非常に難しい問題もあるのですけれども、ただ、捜査経験、犯罪の認定、基準化などの経験を踏まえた法務省が例えば中心となって、総務省とか外務省と一緒に、全省庁を挙げたサイバー犯罪に対する防衛策を講じるということも一つのそのありようとして考えられるのではないかと思いますので、御意見を述べさせていただきました。

○田中座長：ありがとうございました。

○永井課付：事務局でございます。今の御指摘の点、ありがとうございました。サイバー犯罪、例えば情報の窃取案件を含めたいわゆるインシデントでございますけれども、確かにおし

やるとおり政府内で非常に大きな問題となっておりまして、政府としましては、いわゆるNISC（内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター。National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity）、内閣官房に設けられたこの専門家集団であるNISCと連携強化しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○田中座長：ありがとうございます。

他に。中村委員。

○中村委員：中村でございます。今の関連のところ、補足といいますか意見なのですけれども、53ページの下のところ、各種の研修のアンケート調査結果というのが記載してございまして、満足度といいますか、研修を理解したとする回答率ということで書いていただいているのですけれども、これが始まりました当初はこのサイバー犯罪がこれほどの広がりを見せるということは予想されていなかったということもあるかとは思いますが、現状を踏まえますと、この研修の結果の書き方につきましても、もう少し、例えば研修を受けた方の範囲でありますとか、その知識が実践にどれだけ結び付くような形にできたのかどうかということ、を少し見えるような形で記載していただけると、より良いのではないかと考えたのですが、そのあたりいかがでございましょうか。

○田中座長：事務局はいかがでしょう。

○永井課付：事務局でございます。御指摘ありがとうございます。刑事局、いかがでしょう。

○刑事局：刑事局でございます。御指摘ありがとうございます。恐らく、先ほども大沼委員から御指摘があったように、サイバー犯罪は日進月歩でありまして、それにどうキャッチアップしていくかというのは大変難しい問題であります。検察の場面では、これを捜査をして処理、起訴するということなんですが、実際にそれを活用できたかどうかというのは、具体的な事件に出会って、そこでうまくそれを活用して起訴できたというのが多分これが一番いい姿なんだろうと思います。ただ、個々の事件の個性があるのと、あるいは地域差というのもどうしてもございますので、それを数値化できるかということ、これは大変難しい問題だというのが根本にございます。ただ、日進月歩という問題ですから、研修の中身は当然、毎年、あるいは次期年度の中でも見直していかなければならないと考えている次第であります。

○田中座長：他に何かございますか。

では、伊藤富士江委員、お願いします。

○伊藤（富）委員：伊藤です。今の同じ施策なのですけれども、私が少しお聞きしたいのは犯罪被害者の対応ということで、検察においてこういう犯罪被害者の支援を充実させるということで目標に挙げているのは大変良いことだと思います。先ほどの質問と似ているのですけれども、54ページに、被害者支援担当者に対して研修をしたアンケート調査結果が載っておりますが、研修を有意義とする回答率がずっと高い割合で出ていますね。どんな研修内容なのかというのを知りたいのですけれども、教えていただけますか。

○田中座長：お願いします。

○永井課付：事務局でございます。刑事局からお願いいたします。

○刑事局：刑事局でございます。概略を申し上げますと、年に1回実施しております。対象となる者は、検察庁におります被害者支援員、それから被害者支援を担当する検察事務官を対象として、全国から職員を集めてやっております。研修の具体的な内容でございますが、こ

これは法務省刑事局において講義をするというのが1コマ、1つありまして、現在、法制度上あるいは運用上、犯罪被害者に対してどういう保護あるいは支援の施策があるのかということも改めて理解してもらおうという講義、それから、臨床心理士の方をお招きしまして、犯罪被害者の心情に配慮した支援の在り方というものを考える機会を設けています。また、これは実際に犯罪の被害に遭われた方をお招きいたしまして、捜査機関との連携、捜査機関がどのような態度で被害者の方、あるいは被害者を支援する団体の方と連携していくのかといった点について御講義をいただいているというのがございます。また、あと、全国から被害者の支援を担当する者を集めておりますので、そういった各庁の被害者支援の実情、そういったものについてフリーディスカッションなどを実施しているところでございます。

○田中座長：ありがとうございました。

○伊藤（富）委員：これは、毎年新しい方が対象になっていくということですか。同じ研修内容が毎年繰り返されているという。

○刑事局：研修内容はもちろんアンケートを踏まえて見直したりもしておりますが、実際に被害者支援担当者として来る者は毎年変わっております。

○伊藤（富）委員：裾野を広げるというような研修というふうに考えているのでしょうか。

○刑事局：はい、左様でございます。

○伊藤（富）委員：分かりました。

○田中座長：出雲委員から。

○出雲委員：出雲です。お願いいたします。今御説明いただきました施策の評価は目標管理型ということなのですが、測定指標をざっと拝見しますと、基本的には活動指標、活動した量を示す指標になっていることが多いのが現状であるのではないかと思います。1つ、74ページの保護観察対象者に対する就労支援については効果を測定する指標ということですので、成果指標が一部組み込まれているというような状態だと理解しております。

先ほど資料2でいただきました基本計画の中には、その3ページのところに、政策の効果に関する事項の把握をできるだけ進めていくというような課題も示されているところだと思っております。平成31年以降ということになるかもしれませんが、今後はその活動指標に加えて、あるいはそれに代えて、その効果を問う指標をできるだけ設けていく必要があるのではないかと考えております。そういった方向性に向けて、何かしら検討されているのですとか、こういった部分については効果の把握ができるというような見込みと申しますか、そういった方向性についてお教えてください。

○田中座長：事務局から。

○永井課付：事務局でございます。御指摘ありがとうございます。この目標管理型の政策評価の改善方策について、当省においても検討すべき課題として考えているところでございまして、これにつきましては後ほどお時間をいただきまして、まとめて御説明させていただければと存じます。よろしいでしょうか。

○出雲委員：はい。

○田中座長：それでは、他に御質問ございますか。

大沼委員、お願いします。

○大沼委員：今の問題と関係があるので、後でまた触れられるのではないかと申すのですが、1つは、法教育の推進とか、あるいは人権の啓発活動なのですが、定量的なその評価、要す

るに実施回数とか参加人数ですね。それが主な指標になっているのですが、少しでも定性的なものを盛り込んでいただくために、そのプロセス、例えばアンケートを細かく実施して、感想だけではなくて要望事項とか質問事項とか意見とか、そういったものを細かく回収しながら、少しでもその研修や協議会の中身が実際の国民の役に立っているということ、ある程度は目に見えるような形で評価項目の中に入れられないかという点が1点と、ついでですから、もう一点だけ言わせていただいてもよろしいでしょうか。

人権なのですけれども、確かにこういったことを毎年行うというのは極めて人権の活動にとって重要なことだとは思いますが、どうしても人権がこういった活動だけを単発的に行うということになりますと、行ったことの継続的な効果、広がりがあるかもう1つなくて、単発的なものに終わってしまうというような危惧がないわけではない。したがって、もう少し広く根づかせて、さらに継続的あるいは拡大的な形で人権の啓発を行うためには、人権啓発に協力してくれるような個人とか団体を募集してそれを育成していくと、その育成がもし成功すれば、こういう単発的な協議会での成果だけではなくて、そういった個人とか団体などが自主的に継続的に活動することによってさらに広がりを持ち、また根づいていくことにつながるのではないかと思うのですが、そういったことについても検討していただける余地があるのかどうかにつきまして、教えていただければと思います。

○田中座長：事務局のほうでお願いします。

○永井課付：ありがとうございます。事務局でございます。委員の御指摘、まさにごもっともでございます。ただ、一方、当省の施策において、なかなかそれになじむものがあるのかどうか、こういったものも十分考えていかなければいけないところでございまして、先ほど申し上げたいわゆる政策評価の在り方の改善方策、こういったことも含めて十分に考えていかなければいけないというところでございます。あわせて人権局のほうからも御説明をお願いいたします。

○人権擁護局：人権擁護局でございます。御指摘ありがとうございます。ただいま御指摘いただきました人権啓発活動の、これは我々がやっている活動からさらに民間の個人の方、あるいは団体の方へ広がりを持たせることが重要ではないかという御指摘と承りました。まさにそれは非常に重要なことだと我々も考えてございます。1つ制度としましては、我々法務局の職員を中心にその人権啓発活動を行っているという他に、法務大臣が委嘱します人権擁護委員という方々、これは全国の市町村に約1万4,000人おりまして、例えば昔教員をされていた方や弁護士さんの方、あるいは自営業をやっている方、さまざまな御経歴をお持ちの方になっていただいているということがございます。そういった法務局の職員以外に人権擁護委員さんの方々のお力も借りて、さらには、先生御指摘のとおり、そこからさらに裾野を民間の個人の方、団体の方というところに広げていければいいなということで、御指摘頂戴いたしまして、今後我々としても検討していきたいと考えております。

○田中座長：大沼委員、よろしいですか。

他に何か御質問、御意見ございますでしょうか。

伊藤富士江委員。

○伊藤（富）委員：伊藤です。矯正処遇の適正な実施という施策について、ページ数でいうと62ページからのところで、少しお伺いしたいことがあります。63ページのところに、指標として、例えば職業訓練受講率と、あと下のほうは就労支援実施人員の割合が出ていますけれ

ども、この割合がこのぐらいでいいのかというのがあって、例えば職業訓練受講率が23年度は5パーセントで、少しずつ上がっている。26年度では7.4パーセント、何か低いように思うのですけれども、あともう1つが、就労支援実施人員の割合にしてもですね。この辺はいいかなのでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

○田中座長：お願いします。

○永井課付：事務局でございます。御指摘ありがとうございます。矯正局からお願いいたします。

○矯正局：矯正局の中川でございます。まず、職業訓練のほうからでございますけれども、なかなか、確かに高いかそれが適正かというのは非常に難しい問題でございます。ただ、今現在の状況で言いますと、今の対象者全体を眺めて、この数値というのは非常に当方としては上がっているというか、適切に数字が上がっているというように考えておるところでございます。すべからく受刑者が平らな人がそろっているわけではなくて、やはり高齢者だとか、精神的な疾患がある者だとか、性格に偏りがあるというようなところを踏まえて、その中から職業訓練に適している者、または希望する者等々を拾い出してやっているというところを御理解いただければと考えております。

○伊藤（富）委員：割合としては、一般的に考えますと低いような感じがいたしますけれども、その辺の御説明がもう少し入っているといいのではと思います。

あと、もう一点よろしいですか。今度は65ページのところなのですけれども、「地域生活定着支援の推進」ということで、今御説明もあったように、高齢者が増えていて云々ですけれども、そういうところの支えをするのが多分この地域生活定着支援事業なのだと思うのですけれども、予算が26年度から27年度に向けて少し減っているのです、その辺のことを教えていただけたらと思います。

○永井課付：事務局でございます。引き続き矯正局から御説明できますでしょうか。

○矯正局：矯正局企画官の杉山と申します。

確かに地域生活定着支援の関係予算は、御指摘のとおり平成26年度から平成27年度に減少、減額しております。このマイナス約6,000万円でございますけれども、これにつきましては、平成26年度に補正予算でテレビ会議システム等を整備したため、この平成26年に関する予算が増えていたということでございます。ですので、この平成26年度が高く、平成25年度から27年度という形で見ますと、これは決して減少はしていないと、26年度にテレビ会議システム等を整備した関係で26年度が特段多いということでございます。

それで、あわせてなのですけれども、特別調整の対象者数というのにつきましては平成23年、平成24年、平成25年と順調に増加しておりますので、決して十分ではございませんけれども、引き続き実際の対象者を増やしていきたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤（富）委員：テレビ会議システムといいますのは、どのようなものであって、このセンターで使うものなのかどうか教えていただけないでしょうか。

○矯正局：テレビ会議システムといいますのは、この特別調整等を行う関係で、矯正施設におります社会福祉等の専門家、それから、窓口になっていただいております地域の保護観察所、そしてまた実際の福祉事務所ですとか、あるいは福祉関係の専門職の方が、テレビ会議のシステムを通じて、対象者の今後について、あるいは現在の状況についての協議もできるとい

う内容のものでございます。

○伊藤（富）委員：ある地域にそういうものがつくられたということでしょうか。

○矯正局：各保護観察所には整備されていたところ、刑事施設にもテレビ会議ができるシステムを整備いたしまして、それで実際に訪問をしなくても、協議等ができるという形をとりました。平成26年度にその予算が増額されたということでございます。

○田中座長：全国ネットになっているわけですね。

○矯正局：全国です。全国ですけれども、実際に対象者が入る、帰るところは1か所ですから、その対象者に関しては数か所の、最寄りの帰住先の保護観察所、そして対象者が在所している刑事施設、そして福祉の関係者ということになります。

○伊藤（富）委員：事前に質問事項に挙げていませんでしたけれども、高齢者の犯罪も増えておりますし、地域生活定着支援センターの方々が頑張っておられるのもよく耳にしますので、予算面での支援も忘れないでしていただけたらと思います。

以上です。

○田中座長：ありがとうございました。

他に質問がなければ次に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

次に、基本政策IV「国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理」、基本政策V「出入国の公正な管理」、基本政策VI「法務行政における国際化対応・国際協力」及び基本政策VII「法務行政全般の円滑かつ効率的な運営」に関する政策について、事務局から計画の概要の説明をお願いします。

○永井課付：事務局でございます。それでは、基本政策IVないしVIIにつきまして御説明いたします。

まず、115ページの「国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理」、これに関しましてはモニタリング中の施策でございますので説明は省略させていただきます。

続きまして、120ページを御覧ください。「円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進」について御説明いたします。

この施策は、我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため不法滞在者等への対策を推進するというものでございます。

実施計画の内容といたしましては、①自動化ゲート利用者登録数、②自動化ゲート利用率、③在留資格取消件数、こういった3つの定量的指標を設定いたしまして評価を行うこととしております。

この施策の政策評価実施予定時期は平成29年8月となっております。

次に、127ページを御覧ください。「法務行政における国際協力の推進」について御説明します。

この施策は、国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進するというものでございます。

実施計画の内容といたしましては、128ページの①国連アジア極東犯罪防止研修所を通じ

た国際研修の実施状況、②支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況、こういう2つの定性的指標を設定いたしまして、評価を行うこととしております。

本施策の政策評価実施予定時期は平成29年8月となっております。

次に、132ページ以下を御覧ください。「施設の整備」に関しまして、132ページには「広島法務総合庁舎整備等事業」、137ページには「高崎法務総合庁舎整備等事業」、さらに142ページには「高知法務総合庁舎整備等事業」、これら3つの事業について記載がございますので、御説明いたします。

「広島法務総合庁舎整備等事業」につきましては平成18年度に、「高崎法務総合庁舎整備等事業」及び「高知法務総合庁舎整備等事業」につきましては平成19年度に事前評価を実施しております、いずれの庁舎も平成23年度から施設の供用を開始しております。事後評価を行う平成29年8月には施設の供用開始から5年を経過することになるため、今回の計画に盛り込んでおります。

いずれの事業につきましても事業評価方式を採用しております。具体的な評価手法につきましては、この資料1の一番後ろに綴られております参考資料「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」に基づいて行うこととしております。

基本政策IVないしVIIに関する説明は以上でございます。

○田中座長：ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に関しまして御意見、御質問をお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

ないようですから、私のほうから1点。自動化ゲートの点なのですけれども、利用者登録数が少しずつ増えているという点はよく分かります。それから、自動化ゲートの利用率も上がってきているという結果になっているのですが、この程度の上昇で今後の国際化に対応できるかどうか、その抜本的な何かを考えなくていいのかどうかというような観点から疑問を少し感じるのですが、その辺、御説明いただければと思います。

○永井課付：事務局でございます。御指摘ありがとうございます。入国管理局からお願いいたします。

○入国管理局：入国管理局の根岸と申します。まさに今、座長から御指摘をいただきましたとおり、この自動化ゲート、これがこのペースで増えていくということはいいことなのですけれども、これだけで近年ものすごい勢いで増えている訪日外国人に対する対策が十分だとは、もちろん我々は考えていないわけです。現実にその対策というのは、いろいろな対策のパッケージだと考えておまして、そのうち数字的にも示しやすいものとして、定量的な指標の1つとしてこの自動化ゲートを取り上げているということでございます。

今我々が取り組んでいることを若干だけ申し上げますと、今の自動化ゲートのまずは利用者を増やしていくというのが1つでございます。確か前回も若干申し上げましたが、一方で、このやり方ですと早晩、天井といえますか、どこかでぶち当たってしまうというのが恐らくあるというのが、事前の指紋の登録というのが必要というところがあるからでございます。そのために、日本人についてはパスポートの中に顔画像がデータとして入っておりますので、その顔画像を使った顔認証による自動化ゲートというのを導入していきたいというような方向で、今いろいろ検討をしているというところでございます。まだ実現に至っておりませんが、可能な限り早く実現できるような方向で進めていきたい。そうなりますと、事前

登録という1つの手間が要りませんので、今は割と頻繁に海外に出張されるような方々に自動化ゲートを御利用いただいているのですけれども、何年に一度の海外旅行というような方にも御利用いただけるような自動化ゲートにしていきたいというのが、自動化ゲートとしてはそれが1点。

それから、外国人の方が今ものすごく増えているという状況の中で、自動化ゲートで日本人などの大半を自動化していきますと、それによって使えるマンパワーというのを外国人のほうに振り向けるとか、そういうことが可能になるのですけれども、やはり根本的に外国人自身も早くしなければいけないということで、1つ大きなものとしては、バイオカートといひまして、外国人の方は指紋、写真の提供を義務づけているのですけれども、その作業の時間、情報の取得に伴う時間というのが若干かかっております。それを、待ち時間を利用してその作業だけはやっていただいて、審査官のところに来たときにはもう、いわゆるブラックリストとの照合結果が出ているというような状況にしようというようなものも、今年度の補正予算の中で措置をいただきまして、特に緊急性の高い空港から始めていこうということで考えております。

その他にまだ幾つか、外国の空港で事前の確認をするプレクリアランスですとか、幾つか新しい施策がありまして、そういうもの全体のパッケージの中で外国人を早くする、日本人をなるべく合理化するなど、できるものはなるべく前段階で済ませていただく施策、施設にやはり限りもありますので、増員と施設整備だけではなかなかできないというところがございまして、そういった合理化策というものを、セキュリティ面を一切下げないという前提の中で、なるべく迅速化を図るというパッケージで進めていきたいというふうに考えてございます。

○田中座長：ありがとうございました。

他に何か御質問ございますでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤（正）委員：今のところと少し関連してくると思うのですが、123ページの下のパイオメトリクスのところなのですけれども、サミットであるとか、あと五輪であるとかを前にして、テロ防止ということが非常に重要になってきていると思うのですが、そういう中で、このバイオメトリクスの活用というのは非常に注目しているのですけれども、実際にこれは平成19年度から開始しているところに書いてあって、それなりの予算が計上されているわけなのですけれども、その下のところにどういうことを目指すのかということが書かれてあります。なかなかお答えになりにくいところもあると思うのですが、その効果というのですか、実際に例えば要注意人物ですか、ブラックリストとの照合でヒットして入国阻止につながった等、そのあたり、余り細かいことを聞くつもりはないのですけれども、予算の額だけではなくて、実際にその辺の効果というのは上がっているのかどうかというあたりを、少し知りたいと思いました。

○入国管理局：入国管理局でございます。バイオメトリクス、先ほど自動化ゲートのところでは、どちらかという円滑化に使うという意味でのバイオメトリクスなんですけれども、今サミット、オリンピック・パラリンピックに向けてということで、厳格化のためにもバイオメトリクスというのは極めて重要なツールになっております。

平成19年に、原則として全ての外国人に対して入国時に義務付けという形をとりまして、

それ以来、今手元にある資料では、1月末ぐらいまでで約6,000人について入国を阻止しているということでございます。これが大きいか少ないかという、そんなにもいうようにも聞こえるかもしれませんが、ただ、我々が導入時に考えていた感覚からすると、まだ少ないぐらいでございます。

というのが顕著に効果が現れるものとしては、実際テロ対策というのが一番の目的なのですけれども、テロリストはそう簡単に来るわけではありませぬので、数字が割と現れるものとしては、過去に不法滞在して我々入管が退去強制して、また来るという者、いわゆるリピーターといっていますけれども、この平成19年に指紋写真の義務付けを導入する前までは、義務付けていなかったので分からなかったわけなのですけれども、偽変造旅券だったらまだ見つかる場合があるのですが、成り済ましてしまったりですとか、国によっては名前を正式に変えて別の名前で本物の旅券が出るという場合もございます。そうなるとなかなか前に来た人間と同一だということを見つけるのは難しいということで、たまたま2回目の退去強制になりまして、そのときには指紋をとっておりました。そこで照合してみると過去にもあったというのが分かります、そういうものがその頃何年か数字をとってみると大体13パーセントぐらい、退去強制する者のうちの13パーセントぐらいが過去にも来ていたという者でございます。そう考えると、もっとあってもいいぐらいなのだと思います。

やはり日本が指紋を導入したということによって、そもそもそういうよからぬ人たちが日本行きを諦めたという効果が多分あったらと思うています。不法残留者をかなり一時期大幅に減少させましたけれども、それは警察、入管、タイアップしての摘発の強化というのももちろんありますけれども、やはり入口で新規の不法残留発生というのがかなり止められたということが大きな効果としてあったと思っていますので、そのうちのかなり大きな部分というのはこの指紋の導入ということであつたらうと思っていますので、これはしっかりこれから、今御指摘のサミットですとかオリンピック・パラリンピックに向けては不法残留者というよりもテロリスト、あるいはその関係者のような者の入国をしっかり防ぐという意味で、やはり情報がないといけませんので、警察等関係機関との情報連携というのは密にしてやっていきたいと考えてございます。

○田中座長：ありがとうございます。

他に御質問、何かございますでしょうか。

大沼委員、お願いします。

○大沼委員：少しだけさかのぼって質問させていただいてよろしいでしょうか。100ページの関係なのですけれども、虚偽の認知届の防止というのは極めて重要な問題だと思っておりますけれども、これに関しまして、例えばDNA鑑定などをやるというのが一番客観的に親子関係の存否が分かる方法だと思っておりますが、そういったことなどを含めて厳格に処理するということを考えておられるのか、あるいは、そういったことを採用することの憲法上、法律上の問題があるのか、その点につきまして教えていただければと思います。

○田中座長：事務局、お願いします。

○永井課付：事務局でございます。民事局からお願いいたします。

○民事局：民事局の北村でございます。御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、虚偽の認知届の防止というのは非常に重要な施策でございます。他方、認知ですけれども、認知の意思表示及び届出によって通常成立するというところでございますので、虚偽かどうかにか

つきまして全ての方につきましてDNA鑑定を義務付けるということがなかなか難しい状況でございます。その中で、いろいろ聴き取り等を行い、また出生時期、特に海外で出生されたお子さんにつきましての虚偽の認知届という問題になりますので、その場合には懐胎時期の父母の接触可能性がどうであったのかなどということをしかりと見せていただいで対応させていただいているというところでございます。

○田中座長：大沼委員，よろしいですか。

他にございますでしょうか。

それでは、ないようですので、本日の審議については以上となります。

他に発言がないようでしたら、少し時間に余裕がございますので、この機会に法務省が現在取り組んでいる政策等について事務局から御紹介いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○永井課付：事務局でございます。それでは、少しお時間を頂戴いたしまして幾つか御紹介をさせていただきますと思ひます。先ほど、出雲委員、大沼委員からも御指摘がございました「政策評価制度の改善方策」について、御説明させていただきます。続きまして、「施設の整備」に関しまして、御説明をさせていただきますと思ひます。お願ひいたします。

○中島法務専門官：では、事務局から目標管理型の政策評価の改善方策について御説明をさせていただきます。説明資料の表紙から3枚めくっていただきまして、「目標管理型の政策評価の改善方策について（平成27年度）（概要）」という横書きのポンチ絵を御覧いただければと思ひます。

政策評価につきましては総務省が制度所管官庁でございまして、総務省に設置されている「政策評価審議会」において、政策評価に関する基本的事項などについて調査審議が行われているところでございます。

この「政策評価審議会」の下に、平成27年4月、「政策評価制度部会」が設けられまして、目標管理型の政策評価や規制の事前評価の在り方について議論が行われてまいりましたが、本年2月23日火曜日に開催された第4回の政策評価審議会におきまして、「目標管理型の政策評価の改善方策」についての中間報告が行われたところでございます。

この目標管理型の政策評価は、各府省の主要な施策約500施策の評価に用いられておりますけれども、政策評価制度部会においてこれらの施策の事前分析表、事後評価の実施計画のチェックを行ったところ、①施策の特性に応じた評価、②目標等を設定するまでのプロセスの明確化、③目標・測定指標の定量化といった点で課題が見受けられたというところでございます。

そこで、政策評価制度部会におきまして、それぞれの課題に対する改善方策が検討されましたので、順に御説明をさせていただきますと思ひます。

まず、1つ目の課題でございます「施策の特性に応じた評価」についてです。

目標管理型評価は、基本計画期間内に少なくとも一度行うこととされておきまして、評価を行わない年度には毎年度、実績の測定、いわゆるモニタリングを行うこととされておきまして。

しかし、各府省には、モニタリングを活用する余地がある施策や、目標管理型評価を行うこと自体を見直す余地のある施策が見受けられたというところでございます。

具体例としましては、測定指標の目標値を「0件」と設定し、実績値も「0件」が続いている施策でございます。このように目標や実績値が安定的に推移する施策は、実績値に変化

が生じた際に評価を行えば足り、さらに踏み込んで申し上げれば、施策の特性から評価結果を施策の改善に反映する余地が乏しいと考えられるものについては、そもそも目標管理型評価の対象とするのか見直しを行う必要があると判断をされたものでございます。

続きまして、2つ目の課題でございます「目標等を設定するまでのプロセスの明確化」についてです。

目標管理型の政策評価に関するガイドラインにおいては、達成すべき目標がどのような考え方に基づいて設定されたのかについて記入するとされております。さらに、事前分析表には、目標値・測定指標がどのような理由で妥当であると考えたのかについて記入するとされております。

しかし、各府省の事前分析表には、施策の対象の現状や課題が明らかにされていないものが多く、目標や測定指標をどのようなプロセスで設定したのか、目標とその達成手段が論理的にどのように結び付くのか明らかにされていないものも多いという指摘がなされております。

さらに、目標等を設定するまでの経緯や、目標と達成手段のプロセス、因果関係を明らかにする際には、可能な限りデータやエビデンスに基づく分析を行うことが望ましいとの指摘がなされております。

次に、3点目の課題であります「測定指標の定量化等」についてです。

目標管理型の政策評価に関するガイドラインにおいては、測定指標について、「原則として達成すべき水準が数値化されている測定指標を記入する。それが困難な場合は定性的なものであっても可」とされており、現在は各府省の約7割の測定指標が定量化されているところでございます。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2015」や平成27年度の行政事業レビューの実施に向けた改善策等でも定量的な成果目標の設定が求められていることから、定量化が不十分な指標については引き続き定量化を図る必要がございます。

しかし、例えば、外交政策に関する施策のように、定量的な測定指標による評価は困難とされているものもあることから、このような施策については、その特性に応じて定性的な指標を用いつつ、測定指標を補完する参考指標の活用を検討する必要があります。

今回の政策評価制度部会の報告書は、中間報告として政策評価審議会に報告されたものでございまして、今後も同部会で引き続き検討が行われ、一定の成果が取りまとめられる予定となっておりますが、そもそも今回の中間報告の趣旨としましては、全省庁的に政策評価の実施について一定期間が経ちまして、良い意味でルーチン化してきた中におきまして、ポンチ絵の下にもありますとおり、メリハリのある評価の実施に向けたポイントを示すことにございます。

この点、当省におきましては、委員の皆様方の御意見を踏まえまして、目標等を設定するまでのプロセスの明確化、そして測定指標の定量化につきましては改善充実に努めてきたところでございます。また、モニタリングの活用、評価対象の見直しにつきましては、今後、政策評価審議会における検討状況なども踏まえながら、当省につきましても検討することがあり得ると考えているところでございます。

以上でございます。

○田中座長：ありがとうございました。

○永井課付：続きまして、施設課からお願いします。

○施設課：施設課の市村と申します。よろしくお願ひいたします。

資料につきましては、説明資料の一番最後のページの「国際法務総合センター整備事業概要について」という一枚紙でございます。現在、法務省が新営整備を進めている国際法務総合センター整備事業の概要と現在の状況について、御説明させていただきます。

お配りした資料の左上の部分は、完成建物のイメージでございます。また、左下の部分につきましては現在の進捗状況を示しております。本事業は、平成18年から事業構想を開始しており、現在、東京都内に分散しております、老朽・狭あい化のために施設としての機能不足の状態になっている法務省の矯正医療施設や研修施設を、東京都昭島市内にあります「立川基地跡地・昭島地区」に集約整備して、施設整備の合理化、効率化と人的資源の有効活用を図るものでございます。

本事業計画の目的は、1点目として、国有財産の有効活用及び都市計画と連動した一体的整備、2点目として、国民の安全確保、治安の維持及び円滑な施設運営、3点目として、矯正医療の水準を維持・向上させることとしております。

移転する施設としましては、資料の中にもございますけれども、東京都府中市の矯正研修所、国連の地域研修所であるアジア極東犯罪防止研修所や東京都中野区にございます矯正研修所東京支所、渋谷区にございます公安庁研修所などの研修施設、八王子市にございます八王子医療刑務所や府中市の関東医療少年院などの医療施設、そして、地域に開かれた少年非行の相談施設でもある八王子少年鑑別所といった施設について、集約移転を行うものでございます。

資料のように、この予定地周辺は住宅地ということでございまして、当初は地域住民の方々との調整に時間を要しましたが、現在は良好な関係を築いております。本事業の本体工事につきましては平成26年度に着工し、平成28年度末に一部を除いて完成する予定でございます。

説明は以上でございます。

○永井課付：事務局でございます。今御覧になっている資料を1枚お戻りいただいて、再犯防止に関する資料がございます。当省といたしましては再犯防止施策を推進しているところでございます。こちらにつきましては、資料を後ほど御覧になっていただくことで御紹介に代えさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○田中座長：ありがとうございました。

これに関しまして、委員の皆様、御質問ございますでしょうか。

大沼委員、お願いします。

○大沼委員：1点だけ。目標管理型の政策評価の改善方策についてなのですが、この現状と課題について言われていることは、法務省の政策とかなり親和性があるというか、法務省の政策自体がなかなかこのような政策評価になじまないものが多いということとの関連で、非常に注目すべき点だと思うのですが、ただ、言われている改善方策が定性的評価の活用や参考指標の活用とか、従来法務省でも実際に行ってきたこととの関連性も高いような気がしますので、結局これによって法務省の政策体系とか政策評価の方法というのが大きく変わっていく可能性があるのか、そうでないのかにつきまして、教えていただければと思います。

○田中座長：事務局，お願いします。

○中島法務専門官：事務局でございます。御指摘ありがとうございます。大きく方針が今後変わっていくかどうかということでございますけれども，大きく方向性が変わっていくことはないだろうと，これまでの法務省，委員の先生方からいただいている御指摘を踏まえて今後も改善を進めていきたいと，その方向性と総務省で検討している方向性というのは一致しているだろうと考えております。

○田中座長：ありがとうございました。

他に御質問ございませんか。

出雲委員，お願いします。

○出雲委員：1点，国際法務総合センターの現施設の跡地利用について伺えますでしょうか。

○永井課付：事務局でございます。施設課，お願いいたします。

○施設課：跡地につきましては，財務局へ引き継ぐ予定でございます。

○田中座長：他にございませんか。

それでは，本日の議題は以上となりますが，本年度をもって政策評価懇談会の委員を退任される方がいらっしゃいます。伊藤正志委員，田中昌利委員，中村美華委員の3名でございます。退任される委員から一言ずつお言葉をいただければと思います。座ったままで結構ですので，よろしく願いいたします。

伊藤委員からお願いします。

○伊藤（正）委員：座ったまま失礼します。あまりお役に立てるような意見は述べられなかったわけですが，この何年かこの委員をさせていただいて，法務省は刑事や民事の政策だけではなくて，入国管理ですとか矯正保護や，人権擁護といった非常に幅広い重要テーマを抱える役所だということを改めて実感いたしました。やはり法治国家である日本を支える基盤となる官庁だと思いますので，皆さんには，これからも是非，より良い政策の立案，実行に力を注いでいただきたいと思います。どうもお世話になりました。ありがとうございました。

○田中座長：どうもありがとうございました。

続きまして，田中昌利委員，お願いいたします。

○田中（昌）委員：田中昌利でございます。私はこの時期に私の都合をもちまして退任させていただくようお願いいたしました。短い期間ではございましたけれども，このように法務省の施策につき詳しく御説明いただき，理解を得る機会を得られたということは大変ありがたかったと思っております。今後とも法務省の施策が円滑に進められ，成果が上がりますよう祈念いたしております。どうもありがとうございました。

○田中座長：ありがとうございました。

それでは，続きまして中村美華委員，お願いいたします。

○中村委員：中村でございます。私はほぼ10年ぐらい前にこちらに就任させていただきまして，新人だと思って何だか中身がよく分からないと思っていたときから，あっという間に10年が経ってしまったという思いでございます。その間，私個人の意見をもってということではないと思っておりますけれども，皆様の御意見の中で，かなり変化した部分があったのではないかと感じております。それは大きく，当初はこの文書の出し方の中で，国民から見て分かりやすい文書の記載の仕方というようなことでの御指摘が多かったかと思っておりますけれども，そこか

らさらに進んで、国民目線での政策というところに、当然、以前からされていたのだと思うのですが、さらに深化をされてきたように感じております。これから政策評価ということを受けられて、ますます発展されると信じておりますので、また応援していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○田中座長：3委員、ありがとうございました。非常にお世話になって、不慣れな座長を助けていただきまして、ありがとうございました。

最後に、事務局から何かあれば、お願いいたします。

○高嶋官房審議官：事務局を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日も長時間にわたり御議論いただきまして、また、当省の政策につきまして御検討いただき、詳細な御意見をありがとうございました。また、御退任されます伊藤正志委員、田中昌利委員、それから中村美華委員におかれましては、本日まで長い間にわたり、当省の政策評価に御尽力いただきまして、誠にありがとうございました。

これまで委員の皆様方からは、当省の政策について非常に精査いただき、大変多くの貴重な御意見をいただいたところでありますが、心から御礼申し上げます。

当省といたしましては、今後も皆様からいただいた御意見を真摯に受け止めまして、引き続き効率的・効果的な当省の施策の推進をしてまいりたいと思っておりますので、どうか引き続き法務行政に対する御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○田中座長：どうもありがとうございました。

他に事務局からございますでしょうか。

○永井課付：最後に、今後の予定について御説明をさせていただきます。

まず、本日は、委員の皆様方から様々な貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

本日の御意見・御指摘を踏まえまして、改めて計画の内容について検討いたしまして、早期に取りまとめて法務省のホームページで公表したいと考えております。

また、本日の議事内容につきましては、従来と同様、議事録を作成の上でホームページで公表することとしております。

今回の懇談会につきましては、本年の7月頃の開催を予定しておりまして、「平成27年度法務省事後評価実施結果報告書(案)」につきまして御審議をいただく予定でございます。

今回の懇談会の日程につきましては、委員の皆様方の御都合を踏まえまして、事務局から改めて御案内をさせていただきたいと思っております。

本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。

○田中座長：皆様、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日は閉会とさせていただきます。委員の皆様には長時間にわたり、熱心な御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。以上でございます。

—了—